

## 綾川町合併10周年記念PR事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、綾川町合併10周年を記念して綾川町をPRする事業を自主的に行う者に対し、予算の範囲内で綾川町合併10周年記念PR事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の号に定めるものとする。

- (1) 県内に住んでいる個人
- (2) 事業所及び団体
- (3) その他、著しく町の活性化を図ると町長が認めた事業を提案した者。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、平成28年8月1日から平成29年3月31日までの間に実施する取組やイベント等のうち、綾川町合併10周年記念事業の冠を付して行う次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1)ふるさとの愛着を高める新規事業
  - (2)本町の魅力を町外に発信できる新規事業
  - (3)既存事業で、広く町民が参加できる事業
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。
- (1)公序良俗に反する事業
  - (2)政治的、宗教的、思想的活動等を目的とする事業
  - (3)前2号に掲げるもののほか、町長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費を除いた額とする。

- (1)反省会、慰労会等の飲食に要する経費
- (2)申請団体の日常的な運営費
- (3)備品購入及び建物等の施設に要する経費
- (4)その他町長が適当でないと認める経費

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1事業あたり10万円以内とする。ただし、当該補助対象事業に寄附金、参加費等の収入があり、当初の見込額を上回った場合は、町長は当該収入金額の全部または一部を補助金の額から控除することができる。

(補助金の交付申請の提出および選考)

第6条 補助事業者は、綾川町合併10周年記念PR事業補助金交付申請書に事業計画書、収支予算書等の関係書類を添付して、町長に提出しなければならない。

2 申請のあった事業の選考は、綾川町合併10周年記念PR事業審査会により審査が行われ、町長が決定するものとする。

3 綾川町合併10周年記念PR事業審査会は別表に掲げる者をもって組織する。

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合は補助金の交付決定を行い、綾川町合併10周年記念PR事業補助金交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

2 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当でないと認めた場合は補助金の不交付決定を行い、綾川町合併10周年記念PR事業補助金不交付決定通知書により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の変更および中止)

第8条 補助事業者は、補助事業について内容を変更し、または事業を中止しようとするときは、あらかじめ綾川町合併10周年記念PR事業補助金変更(中止)承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の承認申請書の提出があったときは、変更内容等について適否を判断し、適当と認めたときは、綾川町合併10周年記念PR事業補助金変更(中止)承認通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の完了後、速やかに綾川町合併10周年記念PR事業補助金実績報告書に収支決等の関係書類を添付して町長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、補助事業の完了後、速やかに綾川町合併10周年記念PR事業補助金請求書を町長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第 11 条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の全部または一部を概算払することができる。

2 前項の概算払によって補助金の交付を受けようとする補助事業者は、綾川町合併 10 周年記念 P R 事業補助金概算払請求書に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第 12 条 町長は、補助事業者が補助金の交付の決定内容および交付条件に反したときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

2 町長は、補助対象事業が完了した場合において、事業実績額を超える補助金が概算払により交付されているときは、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の整理等)

第 13 条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿およびその証拠書類を整理し、当該帳簿および証拠書類を補助金に係る会計年度終了後 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 別表

(審査会)

所 属	役職	名 前	備 考
審査委員長	町長	藤井 賢	
副審査委員長	副町長	前田 武俊	
副審査委員長	教育長	松井 輝善	
審査委員	参事兼総務課長	谷岡 学	
審査委員	議会事務局長	松原 浩司	
審査委員	会計室長	原 俊則	
審査委員	下水道課長	三好 和彦	
審査委員	税務課長	松本 正人	
審査委員	住民生活課長	竹内 宏明	
審査委員	保険年金課長	福井 昌弘	
審査委員	子育て支援課長	井手上 寛子	
審査委員	健康福祉課長	塩田 哲也	
審査委員	経済課長	綾田 徹	
審査委員	建設課長	水原 孝佳	
審査委員	水道課長	稲毛 繁晴	
審査委員	綾上支所長	藤本 正彦	
審査委員	学校教育課長	岡田 信義	
審査委員	生涯学習課長	原 博文	
審査委員	陶病院事務長	森田 康清	

附則

- 1 この要綱は、平成 28 年 6 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 29 年 3 月 31 日をもってその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、当該補助金に係る一切の事務が終了するまでの間は、その効力を有する。